

老人保健制度 が変わります

来年4月からスタート！

医療費が増加していく中、公平でわかりやすく、安心して医療保険を利用できるように、75歳以上の方には「心身の特性」や「生活実態」に合わせて、従来の医療保険から独立した『後期高齢者医療保険』に加入していただく事になります。

山梨県後期高齢者医療
広域連合のホームページが
開設されました

この制度を知つていただくために、ホームページが開設されました。制度の内容等を詳しく紹介しますので、ぜひご覧ください。

URL

<http://www.yamanashi-iryoukouiki.jp/>

問合せ先

県後期高齢者医療広域連合
(山梨県自治会館内)

☎ 0551-236-15671

役場住民課後期高齢者医療担当

☎ 66-3405



後期高齢者医療制度

75歳以上の方へ

(国の見直しにより変更になることがあります)

老人保健制度（現行）	➡	後期高齢者医療制度
国民健康保険や会社の医療保険などに加入しながら「老人保健制度」で医療を受けています。	どう 変わるの？	75歳以上のすべての方を対象とした「高齢者のための」独立した制度です。平成20年4月からは、これまで加入していた医療保険を脱退し、後期高齢者医療保険に加入していただきます。
国保では市町村、その他の健康保険組合などは加入している医療保険ごとに運営しています。	どこが 運営するの？	県の後期高齢者医療広域連合が運営します。申請手続き等の窓口は、今まで通り町役場です。
○75歳以上の方 ○65歳以上で一定の障害のある方	対象者は？	変更ありません。 ※移行するための手続きはありません。
75歳の誕生日の月の翌月 (1日生まれの方はその月から)	いつから？	○現在の老人保健の対象者は、平成20年4月1日から ○平成20年4月以降に75歳になる方は、誕生日の当日から
○一般の方は、1割 ○一定以上の所得のある方は、3割	医療費の 負担は？	変更ありません。
保険証（国保、健保等） 医療受給者証	保険証は？	後期高齢者医療被保険者証がひとりに1枚交付されます。来年3月頃、発送の予定です。（現在の白色の医療受給者証は必要なくなります。）
保険料は世帯ごとに決まり、加入する国保や健康保険等に納めています。	保険料は？	広域連合ごとに決められた保険料を加入者一人ひとりが納めることになります。
療養の給付や入院時の食事代、高額医療費など	保険 給付は？	変更ありません。